

平成29年度大都市圏におけるみえ旅プロモーション・誘客促進業務仕様書

1 業務の目的

伊勢志摩サミット開催のレガシーを生かし、各国首脳や海外メディア等から評価の高かった「食」や「食文化」等をフックとした三重県ならではの魅力の発信を、若年層やファミリー層、みえ食旅パスポートユーザーなどをターゲットに、本県への誘客促進を一体的に展開する企画等を実施し、三重ファン・リピーターの新規開拓やリピート率の向上、地域の消費拡大・滞在時間の延長等につなげるとともに、観光地としての魅力のブランディング（ローカルブランディング）を目指します。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

平成29年度大都市圏におけるみえ旅プロモーション・誘客促進業務

(2) 委託期間

契約締結日から平成30年3月23日（金）まで

(3) 委託業務の内容

大都市圏から本県への観光客等の誘客促進や県内各地での消費拡大に向け、三重県ならではの旅のプロモーションと誘客促進の一体的な企画等を実施する。

①プロモーションと誘客促進

業務の目的、内容を理解のうえ、企画提案事業者が効果的と思われる手法で、プロモーションと誘客促進が一体となった企画を提案すること。

※業務の実施にあたっては、マーケティングに基づきターゲット及び数値目標を設定すること。

また、数値目標については、可能な限り観光消費額、観光入込客数等事業効果を検証できるよう設定とすること。

※全国への波及効果が高い大都市圏（首都圏及び関西圏）において事業を実施すること。

※インスタグラムやツイッターなどSNSを最大限活用した企画を提案すること。

②県内市町等とメディアとのマッチング

県内市町や観光関連事業者と大都市圏のメディアとのネットワーク構築や発信に向けたマッチング機会の創出、ネットワークの強化、ネットワークを活用した企画を提案すること。

③JRグループ月別重点宣伝

平成29年10月に実施予定のJRグループ月別重点宣伝において、全国のJR有人駅で掲示する5連貼りポスター（B1サイズ、1200セット）を作成し、各駅等に送付すること。

※デザインは伊勢志摩地域の観光資源を活用すること。

※本県への誘客促進を図るための効果的なプロモーションツールとなる企画を提案すること。

※作成にあたっては、別途東海旅客鉄道株式会社三重支店が示す留意事項やスケジュール、送付先及び送付費用の支払い方法に従うこと。

(4) 提案にあたっての留意事項

以下の点に留意すること。

- ・事業の設計にあたっては、事業効果を検証できるようPDC Aサイクルを取り入れた仕組みとすること。
- ・県内市町や観光関係団体との連携を図ること。
- ・事業の実施に際し、実施主体であるみえ観光の産業化推進委員会（以下、「委員会」という。）と協議する余地があること。
- ・実行可能な提案とすること。

(5) 納品物

ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」（原則としてA 4版・両面印刷） 1部（提出時期：委託業務完了時）

イ 写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部

ウ その他実施内容の説明に必要と思われる資料 1部

(6) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県雇用経済部観光局観光誘客課内）

(7) 納入期限

平成30年3月23日（金）

(8) 委託料の支払い

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。

なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとする。

(9) 受託上の留意点

ア 委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

イ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委員会に報告し、委員会の指示に従うこと。

ウ 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに委員会に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委員会又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって委員会に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

エ 業務の遂行において疑義が生じた場合は、委員会と協議し、その指示に従うこと。

オ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。

カ 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、委員会に帰属する。

- キ 委員会は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- ク 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- ケ 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委員会に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委員会と協議を行うこと。
- コ 委員会は、受託者がケ（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- サ 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委員会と協議して実施するものとする。

3 担当

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県雇用経済部観光誘客課内）

担当 酒井、荒川

電話 059-224-2802

ファクシミリ 059-224-2801

電子メール：kankoyu@pref.mie.jp